

令和2年度 第2回 海老名市環境審議会 会議録

日時等	令和2年8月19日(水) 11:00~12:00 議員全員協議会室		
案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[諮問事項] 自然緑地保存樹木等の指定について(3件)</li> <li>・[諮問事項] 自然緑地保全区域の指定の解除について</li> <li>・[報告事項] 自然緑地保存樹木等の枯死について</li> <li>・[報告事項] 家庭系燃やせるごみの搬入量について(令和元年10月分~令和2年7月分)</li> <li>・[報告事項] 海老名市第三次環境基本計画他2計画の策定について</li> </ul>		
出席委員	伊藤委員、大橋委員、大矢委員、中谷委員、鳩石委員、松島委員、村山委員、森島委員、山谷委員 計9名		
公開の可否	公開	傍聴者数	なし
幹事	金指経済環境部長 松本経済環境部次長 小川経済環境部参事兼環境課長		
事務局説明者等	環境課：蓬田課長補佐、大澤係長、森田主査、音道主事、松本(事務局) 住宅公園課：得田課長、金子係長、田中主事		
結果	[諮問事項] <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然緑地保存樹木等の指定について(3件)</li> <li>・自然緑地保全区域の指定の解除について</li> </ul> 結論：原案のとおり了承		

1 開会 (進行：環境課長)

2 市長あいさつ

3 副会長あいさつ

4 諮問

—— 審議会に諮問 ——

5 議事 (海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。  
会長が不在のため同条例第6条第2項に基づき副会長がその職務を代理する。)

事務局：(1) 委員過半数出席により会議成立を報告

(2) 傍聴希望者 なし

(1) [諮問事項] 自然緑地保存樹木等の指定について〈資料1〉

(2) [諮問事項] 自然緑地保全区域の指定の解除について〈資料2〉

(3) [報告事項] 自然緑地保存樹木等の枯死について〈資料3〉

委員 A： 資料1-2の樹木について、川寿稲荷大明神の敷地内であるが、所有者は神主さんか。

住宅公園課： 神主さんとは別の方が所有している。

委員 A： ケンポナシとは、どういった樹木か。

住宅公園課： 梨の木的一种であり、春先に白い花が咲き、果物の梨とは異なる実が成る。

委員 A： 資料2について、伊勢山自然公園を含めた緑地一体のうち、3筆が解除となる。土地の利用等について、地権者に強制はできず、やむを得ないが、このような緑地を永久に残すため、市で買い上げ等をする考えはあるか。

住宅公園課： 昨年度に改定した緑の基本計画において、都市公園法に基づく都市緑地への指定を視野に入れることを考えとして示しており、地権者の意向を確認しながら進めていきたい。今後は、市街地で一団の緑地を形成している個人所有の土地については、地権者に意向調査をしながら、法に基づく緑地としての指定に向けて、土地の確保に努めていきたい。

委員 B： まとまりのある緑地は、優先順位を上げて考えていただけたらと思う。

委員 C： 資料1-1について、指定する理由や原因はあるか。緑の基本計画

に沿ったものか。指定する根拠となる市の考え方はあるのか。

住宅公園課： 持ち主から相談を受けて、現地で樹木等の状態を確認し、保存樹木として妥当であるか総合的に判断している。

委員 C： 指定する際は、申請があったのか。

住宅公園課： 今回の3件にあたっては、事前に持ち主から相談があった。

委員 D： 資料2について、伊勢山自然公園は、自然公園として今後も残してもらいたい。現状のままでは、かなり暗く、子どもが1人で行くには危ない環境である。残し方として、整備をして明るく、市民に愛される緑地として保全をお願いしたい。

伊勢山自然公園の南にある公園について、売却の話がある。こちらの土地を調べたところ、児童館の跡地であり、地目は公園であった。市民へ事前にアンケートを行うなど、市の判断で勝手に売却することはできないと考えている。アンケートは、国分南全域ではなく、公園近隣の方や利用者に行うと良いと思う。

住宅公園課： 伊勢山自然公園は、ここ数年、樹木がかなり高くなっていることから、間伐を行っている。定期的な間伐を行い、陽を入れるように取り組んでおり、現在は、数年前より公園全体の見通しがきくようになってきている。継続事業として、間伐等による樹木の適正管理を進め、数年をかけて、市民の方が利用しやすい自然公園としていく考えでいる。

近隣の公園については、地元の方を対象にした説明会の開催を考えており、別途、地元の方にご案内させてもらう。

委員 B： 緑地の手入れは、重要である。市民が参加していく方法等を検討すると良いと思う。

委員 E： 資料2と3について、所有者又は管理者の住所と氏名が看板に表示されている。これは、個人情報とも思われるが、必要か。なにかあれば、市に問い合わせがあると思うので、個人的には、この表示は不要と思う。

住宅公園課： 看板は、条例に基づいた内容となっている。今後の検討課題とさせていただきます。

委員 B： 所有者等については、市が管理していればよい情報と思うため、検討いただきたい。

#### (4) [諮問事項] 家庭系燃やせるごみの搬入量について (令和元年10月分～令和2年7月分) (資料4)

委員 A： 紙おむつ、落ち葉・雑草など無料で排出できる品目の排出量は、有料化導入前後で増えているか。

環境課： 有料化対象品目と無料品目(紙おむつ、落ち葉・雑草)は同じ車

両で収集しているため、数値としてお示しできるものはない。

委員 B : 数値は速報値となっているが、これは1年経過して正式な数値になると理解して良いか。

環境課 : 数値は年度毎に集計した後、県への報告を経て確定値となる。

委員 C : 6月に家庭系・事業系ともに減量率が下がっているが、これについてどのように分析しているか。

環境課 : 6月の家庭系ごみについては、収集日数が多かったことや人口が4～7月の中で一番多い時期ということもあるため、月別では一概に比較できない部分がある。市としては1年間トータルでどのぐらい減量できたかが重要であると考えている。

また、事業系ごみについては、緊急事態宣言が発令された4・5月に大型商業施設や飲食店を中心に排出量が減っており、宣言解除後の6・7月は減量率が戻ってきていると分析している。

委員 C : 現時点で予定している事業系ごみ減量に向けた今年度のスケジュールを教えてください。

環境課 : 事業系ごみ減量に向けては、事業系ごみ全体の約7割を占める多量排出事業所(約100社)に対する啓発指導が必要と考えている。

現在、条例に基づき減量化等計画書の提出を求めている段階であり、今後、事業系ごみ減量化基本方針に基づき、約35社に対して訪問指導を行う予定。

委員 D : 有料化による収益及びその使い道を教えてください。

環境課 : 収益については、決算前のため公表は差し控えさせていただく。収入の用途については、ごみ関連経費として使用する予定。

委員 E : 首都圏において家庭系ごみが増えている状況で、海老名市の有料化による減量効果は大きかったと感じている。

環境課 : 緊急事態宣言発令後の4～6月にかけて、座間市、綾瀬市においては対前年度比でごみが増えており、この状況下で家庭系ごみが増えていることの裏付けともなっている。

#### (5) [報告事項] 海老名市第三次環境基本計画他2計画の策定について〈冊子〉

委員 A : 計画は、5年後に見直しとのことだが、今後の海老名市の人口の減少を考慮して進めていくべきであると思う。

## 6 その他

## 7 閉会

— 散 会 —

※ 委員に付されているアルファベットは、議事ごとに振り分けています。